

新庄市再生可能エネルギー基本計画

平成 29 年 1 月 17 日

平成 30 年 1 月 18 日一部変更

令和 6 年 2 月 7 日一部変更

山形県新庄市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は山形県の北東部に位置し、森林面積は 12,823ha で市面積の 57.5%を占める自然豊かな街である。国有林は 8,010ha、民有林は 4,813ha であり、民有林における人工林は 2,187ha でその蓄積は 711,119m³である。その多くが利用期を迎えたにも関わらず、林業生産活動が長らく停滞しているために十分な利用がなされていない状況である。

このような中、平成 30 年 12 月に地域の間伐由来を主とした山林未利用材をエネルギー源とした木質バイオマス発電所が稼働予定である。今後の大きな木材需要の上昇に伴い、市内中山間部を中心に多く賦存している木質バイオマスを有効活用し、適正で効率的な森林施業を展開していく必要がある。

よって当該計画を契機に、計画的な林業種育苗や植林活動により荒廃が進んだ森林の再生を推進していくとともに、山林所有者への利益還元と林業事業者の所得向上や新規雇用の創出に寄与することで、本市の森林資源の有効的な活用と農林業の活性化に努めることとする。

2 再生可能エネルギー発電設備を促進する区域

区域の所在	地 目		面 積 (m ³)	備 考
	登記簿	現況		
新庄市大字福田字福田山 711 番 20	原 野	同 左	5,686.96	木質バイオマス発電設備の整備
新庄市大字福田字福田山 711 番 21	原 野	同 左	45,493.13	
小計			51,180.09	
新庄市大字萩野字反田 940-1	原 野	同 左	25,000	貯木場の整備
新庄市大字升形字旦ノ下 2679-1	田	同 左	7,438	
新庄市大字升形字旦ノ下 2684-1	田	同 左	12,112	
新庄市大字升形字旦ノ下 2681	田	同 左	876	
小計			45,426	
新庄市大字角沢字大谷地 1862-2	原野	同 左	1,451	育苗圃の整備
新庄市大字角沢字大谷地 1862-4	原野	同 左	2,077	

新庄市大字角沢字大谷地 1866-1	畑	同 左	9,499	
新庄市大字角沢字大谷地 1861-4	畑	同 左	5,409	
新庄市大字角沢字大谷地 1866-6	畑	同 左	686	
小計			19,122	

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
新 庄	木質バイオマス発電	6,800kw	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及びその方策

該当なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
発電所に併設する燃料製造・供給施設を計画的に整備するとともに、伐木・伐出作業やバイオマス燃料集荷等の機能向上を図り、魅力ある林業を展開するために、未利用間伐材等活用機械の整備を実施する。	具体的内容は事業者と協議する。
林業種の育苗圃場を確保し、研究機関との連携を図り、早期伐採可能な最適樹種を選定し計画的な林業種育苗を実施することで荒廃していく森林の再生に資する取組を行う。	具体的内容は事業者と協議する。
事業者は、大規模災害時における地域住民の電源確保のため、市内の避難所に電力供給を行うと共に、発電所においても給電の対応を行う。	市と事業者で災害協定を締結（令和4年12月19日）している。

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

（1）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間 5,440 万 kwh の発電及び 7.5 万トンの地域の木質バイオマスの安定供給を図るとともに、林業種育苗及び植林を推進することで、林業の活性化並びに森林の再生に寄与する。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を新庄市に報告することで、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了した際は、設備整備事業者が土地の原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を計るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約等を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び事業者等は、市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。